

## 蚊を介する感染症の予防対策

～感染症流行地域へ渡航する場合には万全な対策を～

これから蚊が発生する季節を迎えます。蚊自体は病原体を保有していませんが、ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊が媒介する感染症にかからないためには、住民一人一人が、感染症の流行地域で蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をすることが重要です。

### 感染症流行地域では蚊に刺されないようにしましょう

- 海外へ渡航する際には、渡航前に現地での流行状況を把握しましょう。もし蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航する場合には、蚊に刺されないように万全な対策をしましょう。
- 屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

### 住まいの周囲に蚊を増やさないようにしましょう

- 蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶にたまった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりを無くすように心掛けましょう。

※蚊の活動はおおむね10月下旬ごろで終息します。これらの対策は10月下旬ごろまでを目安に行いましょう。

▶問い合わせ 保健センター ☎ 553-0053

## 糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた「生活習慣病重症化予防事業」が始まります

市では、国民健康保険に加入されている方で、特定健康診査の結果や医療機関受診状況（レセプトデータ）などから糖尿病が重症化するリスクが高い方を対象に、人工透析への移行を防ぐため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた生活習慣病重症化予防事業を実施します。

糖尿病は、心筋梗塞や脳卒中のリスクを高め、腎症、網膜症、神経障害などの合併症を起こすと日常生活に大きな影響を及ぼします。特に糖尿病性腎症は、人工透析が必要となる最も大きな原因となっています。人工透析では、週2、3回の通院が必要となり、医療費も高額になります。

対象者には案内を送付しますので、ぜひご活用ください。

※糖尿病性腎症とは、糖尿病の合併症の一つで高血糖状態が続くことにより、腎臓の機能が損なわれ、血液中の老廃物を尿として排出できなくなり、最終的には腎不全となる危険な病気です。

▶対象 行田市国民健康保険に加入している方

### ▶事業内容

#### ①保健指導プログラム

糖尿病で治療中の方を対象に、食事や運動など、生活習慣を改善するため「生活習慣改善支援プログラム」の案内を6月に送付します。かかりつけ医と相談の上、ご参加ください。

#### ②受診のご案内

糖尿病の治療が必要な方や治療を中断されている方を対象に、医療機関への受診案内を6月から7月にかけて送付します。案内が届いた方は、医療機関へ受診をお願いします。

#### ③保健指導継続プログラム

平成28年度に本事業の保健指導プログラムを修了された方を対象に、引き続き保健指導を実施します。

なお、本事業は埼玉県と埼玉県国民健康保険団体連合会の共同事業であり、株式会社NTTデータ、株式会社NTTソルコなどに委託し実施します。委託先の保健師などから電話で連絡する場合がありますのでご了承ください。

▶問い合わせ 保険年金課国保担当（内線 271・272・273）

## 国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査が始まります

特定健康診査とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、生活習慣病の発症や重症化を予防するための健診です。定期的な健康チェックによって、本人も周りの方も安心できます。また、定期的な健診を受けずに病気の発見が遅くなってしまうと、将来多額の医療費が掛かることがありますので、医療費の削減にもつながります。

**実施期間：6月1日(木)～平成30年2月28日(水)**

※対象の方には、5月下旬に受診券を送付してありますので、詳細は同封の受診券「健康診査のご案内」をご覧ください。

健診名	対象	自己負担額
国民健康保険特定健康診査	平成29年4月1日までに、国民健康保険の加入手続きをされた方で、40～74歳の方	【70歳以上の方】 無料 【70歳未満の方】 500円 ※市・県民税非課税世帯の方は、事前に申請することにより費用は免除になりますので、受診前に被保険者証と受診券を持参の上、保険年金課に申し出てください。
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療保険に加入している方	無料

### ▶その他

- 特定健康診査・後期高齢者健康診査と市の助成を受ける人間ドック（併診ドック）の両方を受診することはできません。
- 今年度内に75歳になる方は、特定健康診査は75歳の誕生日の前日までしか受診できません。75歳の誕生日以降は後期高齢者健康診査を受診してください。

### 職場健診などを受診した方へうれしいお知らせ

#### ①特定健康診査を受診される方へ

10月までに受診をされた方のうち、今年度特定健康診査を初めて受診された方の中から10人、3年間以上連続して受診された方の中から10人、合計20人に抽選で行田市内共通商品券5,000円分をプレゼントします（期間内に受診された方は、自動的にエントリーされます）。なお、当選者の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます（3月ごろ発送予定）。

#### ②職場健診などを受診される方へ

国民健康保険に加入している方で、受診結果を提供していただいた方に粗品を差し上げます（ただし、市の特定健康診査と同じ検査項目を全て含んでいるものに限ります）。また、市の補助を受けた人間ドックの受診結果は除きます。

### セルフメディケーション税制とは

1月1日から、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設されたことに伴い、一定の取り組み（特定健康診査や人間ドックなどの助成）を受けた証明書が必要な方は同課まで事前に問い合わせください。

▶問い合わせ 【特定健康診査について】 同課国保担当（内線 271・272・273）

【後期高齢者健康診査について】 同課医療担当（内線 226）

## フードドライブを実施します

フードドライブとは、家庭で余っている食品などを寄贈してもらい、生活に困窮している方や福祉施設、フードバンクなどに無償で提供する活動です。1人につき1～2品程度のご協力をお願いします。

▶期間 6月15日(木)～21日(水)

▶受付時間 午前9時～午後4時

▶受付場所 総合福祉会館「やすらぎの里」

▶対象となる品物 常温保存可能で、賞味期限が3カ月以上あるもの

【例】米、パスタ、乾物（のり、豆、かつお節など）、保存食品（缶詰、瓶詰など）、ドライ食品、インスタント食品、レトルト食品、ギフトパック（贈答品の余剰品など）、調味料、油、飲料など

▶共催 フードバンク北関東

▶問い合わせ 行田市社会福祉協議会 ☎ 557-5400

## 小児慢性特定疾病医療費支給継続申請の受付を開始します

▶期間 6月15日(木)～7月31日(月)（土・日曜日、祝日を除く）

▶場所 加須保健所（加須市南町5-15）

▶対象 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方の保護者

▶持ち物 申請書、医療意見書、健康保険証の写し、受診者の加入する公的医療保険（健康保険）の被保険者の市町村・県民税課税（非課税）証明書など

※お持ちの受給者証に記載の住所地を管轄する保健所から申請に必要な書類が郵送されます（医療意見書は同封しません。指定医に依頼してください）。

▶問い合わせ 加須保健所 ☎ 0480-61-1216